

第
4
章

第4期吹田市障がい福祉計画

1 基本的な考え方

(1) 計画の基本目標

第4期障がい福祉計画では、平成18年度（2006年度）策定の第1期計画、平成21年度（2009年度）策定の第2期計画、平成24年度（2012年度）策定の第3期計画を基礎として、進捗状況を点検、評価するとともに、計画期間中に生じた課題、制度・事業運営上の変更点などを反映するように策定しました。

計画策定の基本目標については、第3期障がい者計画の基本理念や基本目標を主眼点として、第1期計画・第2期計画・第3期計画の達成状況を加味して、障がい福祉サービス等の必要量の確保に向けた取組を展開していくこととします。

(2) 計画推進の視点

第4期障がい福祉計画は、第3期計画の課題等を精査した上で策定し、次の視点に立って推進します。

1) 障がい者と家族の高齢化への対応

吹田市においても、障がい者とその家族の高齢化が進んでおり、障がい者を介護している家族が、高齢化により介護できなくなる家庭が増えています。高齢化の進行に伴い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者施策を充実させていきます。

2) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

すべての障がい者が社会を構成する一員として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、可能な限りどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを目標として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備や、地域社会における共生を目指します。

3) 相談支援体制の充実・強化

障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。基幹相談支援センターをはじめとして、サービス等利用計画の作成や一般的な相談支援を行う特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策の確保を目指します。

4) 障がい者の地域移行の推進

障がい者の自立支援の観点から、福祉施設の入所又は病院の入院から地域生活への移行、地域生活継続のための支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現することを目標に、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した「地域生活支援拠点」づくりを進めていきます。

(3) 計画の重点施策

障がい者の自立支援のための重点施策として、障がい者の自己決定と適切なサービス利用を支援する計画相談支援の推進、ライフステージ等に応じたサービス提供、暮らしの基盤となる住まいの確保、障がいのある人とない人が共に働き、共に支えあうという観点からの就労支援等に取り組み、幅広く自立と社会参加の実現を図っていくことが必要です。

1) 障がい者が安心して暮らすことのできる相談支援体制の推進

① 基幹相談支援センターを中心とした体制の強化

相談支援体制は、平成24年度（2012年度）から基幹相談支援センターを中心とした体制に変更されました。

基幹相談支援センターでは、地域自立支援協議会の運営をはじめ、各相談支援事業所との調整や、地域移行・地域定着支援、成年後見制度の利用支援、虐待防止センターとしての役割を担いながら、広域的な調整を行うとともに、一般的な相談支援や困難事例への個別相談なども担当します。

障がい者相談支援事業所は、障がい者の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。アンケート結果においても、「障がいや生活に応じて適切な相談・支援をしてくれる窓口を充実する」ことを求める方が、18歳以上、18歳未満とも半分近くを占め、身近に相談できる場を求めている障がい者が多いことがわかります。吹田市においては、市が委託した障がい者相談支援事業所が現在5か所ありますが、基幹相談支援センターは相談支援事業所等と連携し、必要に応じて助言等を行う等、中核となる拠点機能を併せ持っています。

指定特定相談支援事業者は、一般的な相談支援を行うとともに、必要に応じて計画相談支援によるサービス等利用計画の作成や継続サービス利用支援などを担当します。

本市においては、障がい福祉室において既に基幹相談支援センターを設置していますが、現在は十分に機能を果たし切れていないところもあり、今後さらに体制を強化し、機能を充実させていくことが重点施策となります。

【重点施策】

- 人材の確保による基幹相談支援センターの体制整備
- 保健所、相談支援事業所等、関係機関の連携による地域移行、地域定着支援の実施
- 知的障がい者や精神障がい者からの相談に応じる体制を整備するとともに、成年後

見制度利用支援事業の充実

○障がい者虐待を防止するための取組推進

② グループホームの充実及び地域生活支援拠点の整備

アンケート結果では、将来希望する暮らし方として「家族と一緒に暮らしたい」という意見が18歳以上では54.0%と全体の半分を占めていますが、今後充実してほしいと思っていることとしては「グループホームなどの住まいの場を充実する」が24.4%となっており、グループホームが将来の暮らし方の重要な選択肢のひとつとしてとらえられていることがわかります。このことから地域における居住の場としてのグループホームの充実を図る必要がありますが、消防法の改正により、グループホームにスプリンクラーの設置が義務付けられたこと、また建築基準法上、寄宿舍の規定が適用されることなどから、防火間仕切り壁の設置等、改修工事が必要となり、既存の戸建て住宅の活用が難しくなる状況に陥っています。このような現状がグループホームの増設を阻んでおり、今後の大きな課題となっています。

増設が難しい現状はありますが、グループホームにおいては平成29年度（2017年度）に540人の利用者を見込んでおり、それに対応するために、公共用地の利用、公的賃貸住宅の空き室の利用等、空き家（室）活用策等の整備誘導策の検討を進めます。

グループホームの増設と併せて、障がい者の高齢化や親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていける社会の実現を目指し、地域生活支援拠点の整備が必要となります。

この拠点施設は、障がい者のくらしの場としての居住支援機能と、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を持つ地域支援機能を併せ持ち、国の基本方針として平成29年度（2017年度）末までに市町村に少なくとも1か所を整備することとされています。

地域支援機能としては、障がい者のさまざまな問題に応じることができる相談の場、緊急時やレスパイトのためのショートステイ機能、コーディネーターの配置による地域の体制づくり等の機能を有することが必要です。

本市では、グループホームとショートステイを併設し、障がいの重い人の暮らしの場を整備するために平成27年度（2015年度）に建設が予定されている、障がい者くらしの支援センター「みんなのき」がこれらの機能を併せ持つものとして計画されており、本市における地域生活支援拠点として位置づけ、面的整備も含めた「地域生活支援」のあり方を検討し、その機能が十分に発揮されるよう支援していく必要があります。「みんなのき」の体制整備と障がい者のくらしの場としてのグループホーム及びショートステイの増設を具体化していくため、平成27年度（2015年度）に吹田市障がい者施策推進

委員会に専門部会を設置し、検討していくものとします。

また、福祉施設で働く福祉職員も相当数が不足しており、人材確保は重要な課題のひとつとなっています。特に若年層に対し、福祉の現場の理解や魅力を伝えるために、大学等と連携し、職場体験学習や福祉職員による出張講座等、新たな取組を進めていく必要があります。

【重点施策】

- 地域生活支援拠点と地域のグループホームの職員、利用者の交流による連携
- 地域移行支援・地域定着支援サービス・自立訓練事業等の利用推進
- グループホーム入居等を体験する機会の提供
- ショートステイの利便性、対応力の向上による緊急時の受け入れ態勢の確保
- 人材の養成、連携等による専門性の確保
- 大学等との連携による情報発信
- 地域生活支援拠点のコーディネーター配置による地域の体制づくり
- 地域生活支援拠点において、余暇を楽しむ等の地域の障がい者が集える居場所づくり
- 地域生活支援拠点に医療的ケアを実現するための看護師配置の検討
- グループホーム整備のための公共用地の利用、及び公共賃貸住宅の空き室の利用の検討

③ 計画相談の利用者の増加

平成24年（2012年）4月の改正障害者自立支援法の施行により、市町村は障がい福祉サービス等の支給申請者に対し、サービス等の支給決定前に「サービス等利用計画案」（計画相談支援）の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うことが定められました。また、改正児童福祉法の施行により、障がい児についても、指定障がい児相談支援事業者が通所サービスの利用に係る「障がい児支援利用計画案（サービス等利用計画案に相当）」（障がい児相談支援）を作成することとされました。

平成27年度（2015年度）以降は、支給決定に先立ち、原則としてすべての利用者サービス等利用計画の作成が必要となりますが、計画相談支援の充実のため、各関係機関が適切な役割分担のもと、有機的な連携が図られるよう地域の相談支援体制の構築に努めていきます。

【重点施策】

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の連携と情報共有の充実による、計画相談実施に向けた体制整備の構築

2) 障がい者の地域生活への移行のための受け皿づくりと自立生活への支援

① 障がい者に対する理解促進

障がい者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域の方の障がい者に対する理解を深めることが重要です。広報・啓発活動をはじめ、障がい者と地域の方との交流など、自治会や地区福祉委員会等の地域組織の取組との連携、学校教育や生涯学習による福祉・人権教育などを引き続き推進します。

国においては、平成23年（2011年）8月の障害者基本法の改正、平成25年（2013年）4月に障害者総合支援法の施行、平成25年（2013年）6月の障害者差別解消法の制定等、国内法を整備して、平成26年（2014年）1月に障がい者の権利及び尊厳を保護し、取組を推進する「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。

なかでも、改正障害者基本法第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」に関し、より具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めた障害者差別解消法は、平成28年（2016年）4月から施行されることとなります。

障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮の実践を図り、地域をはじめとしたすべての方に障がい者への正しい認識と理解を深められるよう啓発を推進します。

【重点施策】

- 「市報すいた」やホームページを活用した市民に対する啓発活動の推進
- 市職員や福祉に携わる職員などに対する研修の推進
- 市民・事業者・行政の協働による障がいのある人とない人との交流活動の推進（交流サロンの活用など）
- 精神障がいに対する正しい理解や当事者参加活動の促進
- 障がい者週間（12月3日～9日）行事等の実施
- 医療機関、相談支援事業所との連携による情報の共有

② 自立生活を支援する障がい福祉サービスの充実

障がい者が地域で自立した生活を送るために必要なサービスを利用できるよう、自立支援給付（障がい福祉サービス）や地域生活支援事業の提供体制の計画的な整備を進めます。また、保健・医療・福祉の連携のもと、障がいの状況に応じて円滑に、多様で質の高いサービスが提供されるよう取り組みます。

さらに、福祉施設へ入所している障がい者や入院している精神障がい者の円滑な地域生活への移行に努めます。

また、重度障がい者が入院時において、医療従事者との意思疎通を十分に図るために、本人との意思疎通に熟達した支援員を派遣し、障がい者が安心して治療に専念できる環境を整える「入院時コミュニケーション事業」の実施を検討します。

災害発生時については、支援が必要な障がい者や高齢者などの迅速な安否確認と適切な避難場所（福祉避難所）への誘導が行えるよう、地域住民や各種団体と市とが連携し、総合的な支援のネットワークの構築を進めます。

【重点施策】

- 介護給付（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、生活介護、療養介護）及び訓練等給付（自立訓練・機能訓練、就労移行支援、就労継続支援）の提供基盤の整備
- 地域移行支援・地域定着支援サービスの利用推進
- 地域生活支援事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター等）の提供基盤の整備
- 入院時コミュニケーション支援事業の構築
- 中途障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなど、障がい特性の違いに配慮したサービスや支援策の推進
- 難病患者等を含めた障がい福祉サービスの充実と、法に基づく給付の対象となっている旨の周知
- サービスの質の向上（苦情解決制度、福祉オンブズパーソン制度）
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業等の利用促進による障がい者の権利擁護の推進
- 吹田市災害時要援護者避難支援プランの推進
- 福祉避難所の充実と周知

③ 精神障がい者の地域での自立促進を図るためのサービスの充実

精神障がい者の福祉サービス利用にあたっては、サービス提供の目的として、精神障がい者と一緒に取り組んで生活力をつけていくための支援が必要であることを配慮して、障がいの違いや特性を考慮しながら、サービスの提供水準の向上と確保に努めます。

また、医療機関と連携した地域ケア体制づくりやサービスの充実を図り、精神障がい者が地域で安心して自立生活を送ることができるよう支援に取り組んでいきます。

【重点施策】

- 自立支援給付（介護給付、訓練等給付）及び地域生活支援事業の整備によるサービス提供水準の向上
- 地域で生活する精神障がい者に対する相談・日常生活支援の拠点としての地域活動支援センター事業の強化
- 医療機関などの関係機関との連携による、情報把握が困難な精神障がい者に対する福祉サービスの周知
- ヘルパーへの研修等によるサービスの質の向上
- 精神障がい者が利用できるショートステイ施設の確保
- 地域移行において経過的に利用できるグループホーム、ショートステイの利用検討

3) 障がい者が地域で働ける環境づくり

① 障がい者雇用に対する理解促進

障がい者が能力と個性を最大限に発揮し、就労を通じて社会参加することができるよう、福祉・労働などの分野が横断的に連携し、障がい者の就労支援に重点的に取り組みます。

また、関係機関と連携し、市内の企業に障がい者雇用に対する理解を求め、障がい者の働く場の創出に繋がるよう引き続き取り組みます。

【重点施策】

- 広報紙やパンフレットなどによる「障がい者雇用促進月間」（毎年9月）や法定雇用率（民間企業は2.0%）に関する継続的な周知
- ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関と連携した障がい者雇用に関する継続的な啓発
- 法定雇用率や税制上の優遇措置などの継続的な周知
- 市役所における障がい者雇用の推進

② 障がい者の就労訓練体制の推進

障がい者が就労により地域で自立した生活を送るために、障がい者の適性や能力を踏まえた就労訓練を行うとともに、ハローワーク（公共職業安定所）との連携を強化します。関係機関や企業との連携により、雇用に繋げていく就労支援体制づくりを支援します。また福祉サービス事業所及び障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、雇用された後も雇用継続に対する支援は行う必要があります。

【重点施策】

- 就労移行支援や就労継続支援など訓練等給付の提供基盤の整備推進
- 職場体験訓練の場の確保
- すいた障がい者就業・生活支援センター、訓練等給付事業を実施する事業者、ハローワーク（公共職業安定所）など、各関係機関との連携による就労支援体制の充実

③ 本市における障がい者に対する就労支援の取組

障がい者が自立した生活を営むためには、障がい者雇用を支援するための仕組みを構築するとともに、就労する施設等の仕事を確保し、経済的な基盤を確立することが重要となってきます。

国等による「障害者就労施設からの物品等の調達に関する法律」に基づき、本市においても、障がい者就労施設等からの物品及び役務を優先的に調達するとともに、障がい者の雇用拡大に向けた取組が必要となることから、平成26年（2014年）1月において「吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針」を定めました。本市の障がい者雇用、就労施策を踏まえ、障がい者就労施設等の受注機会の確保、及び民間企業における雇用、就労機会の拡大を図ることで、障がい者の自立を促進します。

「特定非営利活動法人すいたの輪」が運営する授産製品常設展示販売店「HAPPY&SMILE」を通して、授産製品の販売、市民への授産製品の紹介、共同受注による販路拡大により、障がい者の授産工賃向上に努めます。

さらに障がい者の所得の向上、就労、実習の場の確保、授産製品の販路拡大、社会参加の機会の拡大等を目的として、市内の障がい者福祉団体が一体となって、平成26年（2014年）4月に「一般社団法人 吹田市障がい者の働く場事業団」が設立されました。障がい者の働く場の創出を目指して、事業団を支援していきます。

【重点施策】

- 市役所での障がい者雇用率の3%の達成目標の継続
- 市役所での職場体験等の機会の提供
- 市の施設など公共施設の喫茶コーナー等の就労の場の提供
- 市の事業の市内の施設や作業所への委託の拡大
- 一般就労が困難でも、就労意欲の高い障がい者が、働く喜びを実感できる就労の場の提供
- 「吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針」に基づく毎年度の目標額の決定及び実績額の公表
- 障がい者授産製品常設展示販売店「HAPPY&SMILE」の事業展開への支援
- 「一般社団法人 吹田市障がい者の働く場事業団」との協働

2 具体的な取組

(1) 成果目標の達成について

第4期障がい福祉計画においては、障がい者のニーズを把握した上で、平成29年度（2017年度）を目標年度として、厚生労働省及び大阪府の基本方針により、地域移行等に関する成果目標を設定します。

1) 地域移行支援等の成果目標について

入所施設入所者の地域移行者数の目標については、厚生労働省と大阪府の基本方針により、平成25年度（2013年度）末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者数を4%以上削減すること、入院中の精神障がい者の地域移行者数の目標については、入院後3か月時点の退院率を64%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とし、平成29年度（2017年度）における長期在院者数を平成24年度（2012年度）6月末時点の18%以上削減することとします。福祉施設から一般就労への移行については、厚生労働省基本方針では、平成24年度（2012年度）の移行実績の2倍以上とすることとされていますが、本計画では、大阪府基本方針に基づき、平成24年度（2012年度）の移行実績の1.5倍以上として目標数値を設定します。

就労移行支援事業所の利用者数の目標については、厚生労働省と大阪府の基本方針により、平成29年度（2017年度）末の利用者数を平成25年度（2013年度）末の利用者数から6割以上増加させることとします。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、厚生労働省と大阪府の基本方針により、平成29年度（2017年度）末において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とします。

就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額については、大阪府の基本方針により、平成25年度（2013年度）の実績額に34.2%増した額を下回らない額を目標額として設定します。

<数値目標1> 入所施設の入所者の地域生活への移行状況

		目標数値	考え方
平成26年(2014年)3月31日時点の施設入所者数	A	180人	平成26年(2014年)3月31日時点の施設入所者数
平成29年度(2017年度)末の施設入所者数	B	171人	平成29年度(2017年度)末時点の施設入所者数の見込み =A-地域生活移行者+新規入所者 ※新規：本市では14人を見込む
【目標値】削減見込み	A-B	9人 4.4%減	差引減少見込み数 ※府の目標：4.0%以上
【目標値】地域生活移行者数		23人 12.8%移行	施設入所からグループホーム等へ移行する人数 ※府の目標：入所者の12%以上

<数値目標2> 入院中の精神障がい者の地域生活への移行状況

	目標数値	考え方
【目標値】 平成29年(2017年)6月30日の入院後3か月時点の退院率の上昇	64%	平成29年度(2017年度)の入院後3か月時点の退院率 ※府の目標：退院率64%以上
【目標値】 平成29年(2017年)6月30日の入院後1年時点の退院率の上昇	91%	平成29年度(2017年度)の入院後1年時点の退院率 ※府の目標：退院率91%以上
【目標値】 1年以上の長期在院者数の削減	18%減	※府の目標：18%以上削減

<数値目標3> 福祉施設利用から一般就労への移行状況

	目標数値	考え方
平成24年度(2012年度)の一般就労移行者数	30人	平成24年度(2012年度)の一般就労移行者数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	53人	平成29年度(2017年度)において福祉施設を退所し、一般就労する人の見込み数 ※府の目標：平成24年度(2012年度)の1.5倍以上

(「現在の年間一般就労移行者数」は大阪府による)

<数値目標4> 就労移行支援事業の利用者数

	目標数値	考え方
平成25年度(2013年度)の就労移行支援事業の利用者数	89人	平成25年度(2013年度)の就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	143人	平成29年度(2017年度)において就労移行支援事業を利用する人の見込み数 ※府の目標：平成25年度(2013年度)の1.6倍以上

<数値目標5> 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

	目標数値	考え方
【目標値】 目標年度において、 就労支援事業所のうち、 就労移行率が3割以上の事業所の 割合	全体の5割	平成29年度(2017年度)において 就労移行率が3割以上の 就労移行支援事業所の割合

<数値目標6> 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

	目標数値	考え方
平成25年度(2013年度)の 工賃の平均額	13,194円	平成25年度(2013年度)の 工賃の平均額
【目標値】 目標年度の就労継続支援（B型） 事業所における工賃の平均額	17,707円	平成29年度(2017年度)において 就労継続支援（B型）事業所におけ る工賃の平均額 ※府の目標：平成25年度(2013年 度)の34.2%増し以上

(2) 障がい福祉サービスの利用見込量と必要量確保方策

第4期障がい福祉計画においては、障がい者のニーズを把握した上で、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までにおける各年度の障がい福祉サービスの見込量とその確保策を定めます。

平成25年（2013年）4月の障害者総合支援法の施行により、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に加えて、難病患者（「難治性疾患克服研究事業」の対象である130疾患）が支援の対象に加わりました。更に、平成27年（2015年）1月から151疾患に拡充されました。

平成26年（2014年）4月から、重度訪問介護及び地域移行支援はそれぞれ利用対象が拡大され、「障がい程度区分」は「障がい支援区分」へと名称を変え、知的障がい・精神障がいについて、一次判定で低く判定される傾向があり、二次判定で引き上げられる割合が高かったため、その特性が十分に反映されるよう見直しが行われました。

共同生活を行う居住でのケアが柔軟にできるよう、ケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に統合されました。

1) 障がい福祉サービスの利用見込量

第4期計画における障がい福祉サービスの利用見込量

(月当たりの訪問系利用者数、利用量見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)
居宅介護		745	15,000	780	15,500	815	16,500
重度訪問介護		20	3,300	23	3,500	26	3,700
同行援護		82	2,600	83	2,630	84	2,660
行動援護		80	950	85	1,050	90	1,150
重度障がい者等包括支援		1	75	1	75	1	75

(月当たりの短期入所(ショートステイ)サービス利用者数、利用量見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)
短期入所 (ショートステイ)		235	1,175	260	1,300	285	1,425

(月当たりの日中活動系(通所系)サービス利用者数、利用量見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)
生活介護		1,100	19,000	1,200	20,000	1,300	21,000
自立訓練(機能訓練)		9	140	10	150	11	160
自立訓練(生活訓練)		62	898	62	898	62	898
就労移行支援		115	2,030	125	2,150	135	2,270
就労継続支援(A型)		30	460	31	475	32	490
就労継続支援(B型)		380	6,300	400	6,600	420	6,900
療養介護		30	-	30	-	30	-

(月当たりの居住系サービス利用者数見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
		利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)
共同生活援助 (グループホーム)		460	500	540
施設入所支援		177	174	171

(月当たりの相談支援等利用者数見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
		利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)
計画相談支援		240	260	281
地域移行支援		17	17	17
地域定着支援		12	12	12

2) 障がい福祉サービスの必要量確保方策

① 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、常時介護を必要とする障がい者が対象。自宅で入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。
行動援護	行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする障がい者が対象。行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障がい者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者で介護の必要の程度が著しく高い人が対象。居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【重点課題】

- 同行援護の従業者資格要件を満たす人材の育成を進めます。
- ホームヘルパーに対し、支援が困難な人などへの対応力向上のためのスキルアップ研修等を行い、質の高いサービスが提供されるよう、障がい者居宅介護事業所を支援します。
- 吹田市障害者等居宅介護等事業所連絡会と協働して、ホームヘルパー、ガイドヘルパー養成講座等を開催し、人材の育成を進めます。
- ニーズに応じたサービス提供量の確保に向け、各種ヘルパーの確保と定着のための支援策を推進します。

② 短期入所（ショートステイ）サービス

サービス名	サービス内容
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの理由により、支援施設等へ短期間の入所を必要とする障がい者が対象。入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

【重点課題】

- 短期入所（ショートステイ）施設を併設した、医療的ケアが可能なグループホームの施設整備に向け、新たな基盤整備策を推進するなど、高い利用ニーズに対応したサービス提供量の確保に努めます。
- 緊急時の利用先確保のためには、専用の空床を確保することが必要となることから、その支援策を検討します。
- 医療的ケア等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう、市民病院等の医療機関をはじめとした関係機関との連携のもと充実に努めます。
- 精神障がい者が安心して利用できる短期入所（ショートステイ）施設の確保に努めます。

③ 日中活動系（通所系）サービス

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護が必要な障がい者で、障がい支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、又は年齢が50歳以上で、障がい支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の人が対象。主に昼間に、事業所において食事、入浴、排せつなどの介護などを行うとともに、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練	<p>〈機能訓練〉 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者が対象。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。</p> <p>〈生活訓練〉 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のための支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が対象。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、定められた期間食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。</p>
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がい者が対象。定められた期間事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
就労継続支援 (A型)	事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合に、一般就労に向けた支援を提供します。

サービス名	サービス内容
就労継続支援 (B型)	企業等や就労継続支援A型での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかつた障がい者が対象。雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。
療養介護	医療を必要とする障がい者で常時介護を必要とする人が対象。主に昼は病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上のサービスを提供します。

【重点課題】

- 障害者支援交流センター「あいほうぷ吹田」は、利用者の重度化・重症化に伴い、これ以上の受入は困難になっています。医療的ケアの必要な障がい者・児も増加しており、新たな受皿整備（仮称「第2あいほうぷ」）を検討する必要があります。
- 現在サービスを利用していないが利用意向がある方や、支援学校の卒業生の増加が見込まれることから、各障がい福祉サービスにおいて受皿整備が必要となります。特に障がいの重い人たちの日中活動の場を整備していくためには、場所の確保や設備改修など多くの課題があり、課題解決に向けた検討が必要です。さまざまな障がい特性に配慮した活動の場が必要となります。
- 就労移行支援事業所とすいた障がい者就業・生活支援センターの連携強化を図るとともに、すいた障がい者就業・生活支援センターの機能拡充に努めます。
- 市内事業者に対して情報提供を行うことで障がい者雇用の理解と協力を求め、障がい者の就労に向けた職場実習の場の確保に努めます。
- 工賃アップのために授産製品の販売先の確保、仕事の優先発注に努めます。

④ 居住系サービス

サービス名	サービス内容
グループホーム (共同生活援助)	就労又は就労継続支援等を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の支援が必要な人、又は食事や入浴等の介護等を必要とする人が対象。家事や、日常生活における相談支援、関係機関との連絡調整、食事、入浴、排せつ等の介護など必要なサービスを提供します。
施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護など、障がい者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

【重点課題】

- 障がい者の地域生活を推進していくためには、安心して暮らすことのできる居住の場の確保が不可欠です。家族の高齢化や居住ニーズの多様化に対応するため、グループホーム等の設置をさらに促進していく必要があり、社会福祉法人などに対する積極的な支援方策を検討します。
- グループホーム整備のために公共用地の利用、及び公共賃貸住宅の空き室の利用を検討します。
- 障がいの重い人たちが安心して暮らすことのできる暮らしの場づくりを検討します。
- 地域での生活を維持していくためには、加齢に伴う障がい状況や健康面等の変化にも対応する支援が求められます。医療的ケアへの対応や後見的支援、夜間や緊急時への対応など、地域生活に必要とされる支援を提供できるためのシステムづくりを検討します。
- グループホームの設置を促進するため、障がい者に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識についての啓発活動に努めます。
- 施設入所支援については、待機者の状況把握と入所調整により、必要な人が利用できるよう努めます。
- 精神障がい者、知的障がい者の地域移行において、経過的に利用できる暮らしの場が必要な場合があります。グループホームがその役割を果たすことが可能か個々の事例によって検討します。

⑤ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者に、サービス等利用計画書の作成を行うサービスを提供します。
地域移行支援	障がい者支援施設、保護施設等に入所又は精神病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保、その他の地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	地域移行支援で地域での生活を始めた人が、安心して生活できるように常時の連絡体制を確保し、緊急時においても必要な支援を行います。

【重点課題】

- すべての障がい福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画書が作成できるように、人材の確保と育成を図ります。
- 入所施設や病院等から地域生活へ移行するために支援を必要とする人を含め、対象となる人のサービス等利用計画が有効に活用されるよう、関係機関との連携を図るとともに、専門的な相談支援体制の確保に努めます。

(3) 地域生活支援事業の利用見込量と必要量確保方策

1) 地域生活支援事業の利用見込量

第4期計画における地域生活支援事業の利用見込量

(相談支援事業等の実施見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
理解促進研修・啓発事業		有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有
障がい者相談支援事業所数		6箇所	6箇所	6箇所
基幹相談支援センター		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		有	有	有
成年後見制度利用支援事業		有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有

(年間の意思疎通支援事業等の実施見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
		人数(人)	人数(人)	人数(人)
手話通訳者派遣事業		50	52	54
要約筆記者派遣事業		19	19	19
手話通訳者設置事業 (障がい福祉室の手話通訳者数)		2	2	2
手話奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員養成講習修了者数)		100	100	100

第4章 第4期吹田市障がい福祉計画

(年間の日常生活用具給付等事業の実施見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
		利用件数(件)	利用件数(件)	利用件数(件)
介護・訓練支援用具		35	37	39
自立生活支援用具		180	185	190
在宅療養等支援用具		90	90	90
情報・意思疎通支援用具		620	630	640
排せつ管理支援用具		7,800	7,800	7,800
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		13	13	13

(年間の移動支援事業の実施見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)
移動支援事業		1,080	190,000	1,100	192,000	1,150	194,000

(地域活動支援センター数)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
		箇所数	箇所数	箇所数
地域活動支援センターⅠ型		2	2	2
地域活動支援センターⅡ型		2	2	2
地域活動支援センターⅢ型		0	0	0

(市の任意事業の実施見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
		利用量(人日)	利用量(人日)	利用量(人日)
日中一時支援事業		21,500	22,000	22,500
訪問入浴サービス事業		1,380	1,380	1,380

2) 地域生活支援事業の必要量確保方策

① 相談支援事業

障がい者の権利擁護のために必要な援助を行うとともに、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援など、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、総合的・継続的に支援します。

サービス名	サービス内容
基幹相談支援センター	地域自立支援協議会の運営や各相談支援事業所との調整、就労支援の強化、成年後見制度の利用支援、虐待防止センターの位置づけなど、広域的な調整及び一般相談や困難事例への個別相談を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など）を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。

【重点課題】

- 基幹相談支援センターと指定特定・指定一般・障がい児相談支援事業所との、相談支援ネットワークの構築により相談支援体制の充実やケースワーク機能の強化を図り、専門性の向上、虐待防止や成年後見制度利用促進に努めます。
- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、障がい者への偏見を軽減し、理解を高めてもらうため、賃貸住宅等の家主や賃貸住宅仲介事業者等への啓発を行います。
- 成年後見制度利用支援事業については、関係機関などと連携し、普及啓発を推進するとともに、今後も市報すいたやホームページなどを活用し制度の周知に努めます。

② 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の意思疎通の円滑化を図るための支援を行います。

サービス名	サービス内容
手話通訳者派遣	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を設置します。
手話奉仕員養成研修	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、手話奉仕員を養成します。

【重点課題】

- サービスの質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、社会参加を支援するために手話通訳者、要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。
- ボランティア団体や手話サークル等との連携を図ります。
- 手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施し、人材の育成に努めます。
- 重度障がい者の入院時における円滑なコミュニケーションのために支援員を派遣します。

③ 日常生活用具給付事業

重度障がい者などに日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

サービス名	サービス内容
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、移動用リフト、訓練いす など
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助つえ、火災警報器、電磁調理器、特殊便器 など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸引器）、視覚障がい者用体温計（音声式）など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用拡大読書器、点字図書
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器 など
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者・児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【重点課題】

- 利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 利用促進を図るとともに、障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

④ 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）

障がい者・児に対し、外出の際の移動を支援することで、地域での自立生活及び社会参加を促します。

サービス名	サービス内容
移動支援事業（ガイドヘルプサービス）	障がい者・児の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

【重点課題】

- 吹田市障害者等居宅介護等事業所連絡会と協働して、ガイドヘルパー養成講座等を開催し、人材の育成を進めます。
- ニーズに応じたサービス提供量の確保に向け、ガイドヘルパーの確保と定着のための支援策を推進します。
- サービス量の確保に努め、サービス提供事業者の体制の充実とサービスの質の向上を図ります。
- 障がいの特性に応じて、グループ支援型や車両移送型の移動支援事業の実施について検討を進めます。

⑤ 地域活動支援センター事業

障がい者に創作的活動や日中活動の場の提供を行う基礎的事業を実施した上で、定員規模や事業所によって活動内容が異なる機能強化事業を提供します。

サービス名	サービス内容
基礎的事業	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域に応じた事業を実施します。
機能強化事業	<p>〈Ⅰ型〉専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。相談支援事業を併せて実施、委託していることが要件</p> <p>〈Ⅱ型〉機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>〈Ⅲ型〉小人数の作業所で、障がい者に創作的活動や日中活動の場を提供します。</p>

【重点課題】

○精神障がい者の増加が今後も予想されることへの対応や、退院可能な精神障がい者の退院促進を図るため、グループワークの実施等を行う等、地域活動支援センターⅠ型の機能強化に努めます。

⑥ 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障がい者の地域での生活を支援するため、訪問入浴サービスを提供します。

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。

【重点課題】

○在宅の身体障がい者の生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続し、サービスの質の向上と十分なサービス提供体制が確保できるよう努めます。

⑦ 日中一時支援事業

障がい者の家族の就労支援や、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するために、日中一時支援事業を提供し介護者の負担の軽減を図ります。

サービス名	サービス内容
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。

【重点課題】

- サービス提供事業者等への働きかけを行い、サービス提供体制の充実を図るとともに、小・中学校の空き教室などの公共施設や作業所等の開設時間外の有効利用など、地域資源の活用によるサービス提供を検討します。
- 留守家庭児童育成室、放課後等デイサービスなども含めた、今後の障がい児の放課後・休日支援策を総合的に検討していきます。

(4) 障がい児支援の強化について

平成24年（2012年）4月の児童福祉法改正により、障がい児支援の体系が大きく再編され、障がい種別が一元化されました。

その施行状況等を検証した上で、子ども・子育て支援法の施行も踏まえた今後の障がい児支援のあり方について、有識者、関係者の参集を得て検討するとして設置された、厚生労働省の「障害児支援の在り方に関する検討会」の報告書では、「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮」「障がい児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割」を理念に、地域における「縦横連携」の推進として「ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携）」「保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）」が示されました。

以上の報告書を受けて、「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」が設置され、平成26年度（2014年度）末までに放課後デイサービスにおけるガイドラインが発出される予定となっています。

平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、幼児教育・保育や子育て支援施策のあり方が大きく変わります。

吹田市においては、療育支援の対象となる子どもが増加しており、「療育システム」の充実が求められています。また、留守家庭児童育成室での対象学年の拡充や障がい児受入モデル事業の実施、巡回相談の拡充も必要です。

こども発達支援センターにおいては、障がい児相談支援事業の実施、保育所等訪問支援事業の開始、及び増加する障がい児の受け入れ態勢の充実を図るために、わかたけ園を子ども発達支援センターに移転、合築する第2次整備が進められています。

児童福祉法における障がい児支援や教育・保育・子育て支援の制度・施策のあり方が大きく変わろうとしている中、障がい児の発達を保障し、障がい児とその家族に対して、乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な子育て支援を提供する体制の構築を図ります。

1) 障がい児通所支援サービスの見込量

障がい児通所支援には、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の4事業があり、本市においては、こども発達支援センターが通所支援機能の中核的役割を担っています。

児童発達支援としては、主に肢体不自由児のための「わかたけ園」、「吹田療育園」があり、主に知的障がい児のための「杉の子学園」があります。また、「わかたけ園」、「吹田療育園」では、外来の医療機能もあり、医療型児童発達支援も実施しています。放課後等デイサービスについては、平成26年度（2014年度）において、市内では17か所の放課後等デイサービスの事業所があります。

保育所等訪問支援については、障がい児本人と訪問先施設のスタッフ（保育士等）に対する支援を実施し、保育幼稚園課における巡回相談と併せて、専門的な支援を強化していきます。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供します。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等 訪問支援	保育所を利用中又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を提供します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用者に、サービス利用計画書の作成を行うサービスを提供します。

障がい児通所支援サービスの見込量

(月当たりの障がい児通所支援サービス利用人数、利用量見込み)

項目	年度	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)
児童発達支援		70	1,400	70	1,400	70	1,400
医療型児童発達支援		50	1,000	50	1,000	50	1,000
放課後等デイサービス		300	3,000	310	3,100	320	3,200

項目	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
		訪問回数(回)	訪問回数(回)	訪問回数(回)
保育所等訪問支援		10	10	10

項目	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
		利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)
障がい児相談支援		16	34	48

【重点課題】

- 障がい児相談支援は、今までの相談支援に加えて、ケア計画の策定やモニタリングが必要となるため、計画的な人員配置が必要です。
- 放課後等デイサービス事業については、市内に事業所が18か所ありますが、特に北部地域には事業所が少ないことから、利用者の利便性に考慮した、市域全体にバランスの取れた整備が必要です。
- 留守家庭児童育成室においては、対象が小学校6年生まで延長される見込みから、特に中高生の障がい児の放課後における受け皿を整備することが必要です。
- 保育所等訪問支援は、障がい児に対する指導経験がある保育士や児童指導員が必要のため、専門的な人員の確保を検討します。
- こども発達支援センターの第2次整備（わかたけ園移転）を進め、障がい児の受け入れ態勢を整備します。